

コザ運動公園再整備基本構想・基本計画策定業務

概要仕様書

令和7年6月

観光スポーツ振興課

1. 業務名

コザ運動公園再整備基本構想・基本計画策定業務 概要仕様書

2. 業務目的

沖縄市は1996年にスポーツ交流のまちづくりを目的に「スポーツコンベンションシティ」を宣言し、各種プロ、アマスポーツのキャンプ合宿受入れをはじめ、琉球ゴールデンキングスやFC琉球のホームタウンになるなど、スポーツコンベンション事業の推進に取り組んでいる。

本業務では、沖縄県の中部中核都市である沖縄市の沖縄南ICと近接するなど、地理的優位性や県内唯一の沖縄サントリーアリーナなどの地域特性を活かしながら、スポーツ・観光等を通じて、市民や県民、事業者や来訪者などの多様な交流・賑わいを創出する沖縄の振興拠点の形成を図るため、社会体育施設等（沖縄市野球場、園路）の再整備について、更なるプロスポーツの振興につながる施設整備を検討し、スケジュールや概算額の算出を行い、効率かつ効果的な再整備計画の検討を図り、コザ運動公園の魅力向上につながる基本構想・基本計画を策定する。

3. 業務場所

コザ運動公園（沖縄市諸見里 2-1-1）



4. 業務期間

契約日の翌日から令和8年2月27日（金）

5. 業務内容

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、組織体制、スケジュール等について、実施計画書を作成し、提出すること。

(1) 関連計画等の整理

本公園の整備変遷及び関連する計画及び施策について整理する。

(2) 沖縄県における本公園の位置づけ検討

1) 本市全体エリア戦略検討

本市の課題を整理したうえで、本市全体のエリア戦略を検討する。

2) 本公園の位置づけ検討

エリア戦略を踏まえ本公園をどう位置付け、どうあるべきか検討する。

(3) 実態調査

検討対象施設の整理

社会体育施設、その他公園施設等について、現地視察確認及び施設管理者等へのヒヤリングを実施し、各施設の現状把握を行う。

(4) 施設管理及び利用における課題の整理

上記までを踏まえ、社会体育施設、その他公園施設等について、課題・効果を整理した上で、迅速かつ柔軟に対応すべき事項を明らかにする。

1) 課題及び解決（案）の整理

課題を整理し、どのような解決（案）があるか検討を行う。

2) 効果について検討

本業務により効果発現が期待できる指標について、整備効果を定量的に推計する。

(5) 誘客手法の検討

1) 戦略検討

(2)－2)を踏まえ、本公園が賑わうための戦略を検討する。

2) 誘客機能検討

ターゲット分析や人流分析などを通して、誘客のためにどのような機能があるべきかを検討する。

3) コンテンツ検討

本公園で何をコンテンツとすべきか。市の独自価値から検討する。

4) 誘導機能検討

本公園に誘客した後どこにどう誘導すべきか。

(6) 基本構想・基本計画の策定

本公園に関する以下を検討し、基本構想・基本計画としてまとめる。

1) 基本構想の検討

これまでの本業務における調査・検討を踏まえ、基本方針等を含めた基本構想の策定に必要な事項を整理し、基本構想を策定する。

2) 基本計画の検討

基本構想を踏まえ、以下の基本計画図を検討する。

- ① 野球場及び園路の、整備水準等の内容を検討した整備計画図
- ② 土地利用計画
- ③ 歩車道分離、誘導・誘客を踏まえた動線計画
- ④ 街灯等を踏まえた景観計画

3) 概算事業費の算定

整備手法を踏まえ、各事業費と全体事業費（工事費、設計費等）を算定する。

4) スケジュールの整理

スケジュールについては、公園機能を完全に閉鎖せず、部分的に整備を行うことで、利用者が公園を利用できるよう留意する必要がある。これに加え、整備効果等を考慮した上で、手順及び整備スケジュールを検討し、整理する。

(7) 会議の運営支援

コザ運動公園に関連する庁内関係部署との会議を2回程度開催する。開催にあたって会議資料の作成、運営補助、議事録作成を行う。以下は想定している会議時期を示す。

7月	8月	9月	10月初旬	11月	12月下旬	1月	2月
業務			●第1回	業務	●第2回	まとめ	

(8) 協議打合せ（適宜）

市担当者と作業計画・方法等について必要な打合を適宜行う。

(9) その他業務

先進地事例の視察調査（行程：2泊3日）

6. 留意事項

- (1) 令和7年10月末までには、次年度当初予算の概算を報告すること。
- (2) 成果品については、鳥観図を含むイメージスケッチ等8枚程度、報告書50部、概要版20頁程度を300部、すべてフルカラー。また、根拠資料のまとめ及び上記の電子データ一式とする。

7. 検査

成果品等提出物の検査の結果、不良個所があった場合は、訂正し再提出しなければならない。また、成果品引き渡し後において、受注者の責めに帰すべき誤りが発見され、発注者がその訂正を要求した時は、受注者の負担において速やかに訂正するものとする。

8. その他特記事項

- (1) 受注者は、市担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。
- (6) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が有する著作権等の権利を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (8) 着手後の業務内容等の変更は、双方で協議のうえ、決定する。